

議案第 6 4 号

和光市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を定めることについて

和光市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のとおり定める。

和光市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

和光市勤労青少年ホーム条例（平成 9 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市勤労青少年ホームを廃止したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項及び第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。